

## 有害鳥獣捕獲活動の実施について

シカ及びイノシシによる農作物被害等の防止を目的として、猟友会による有害鳥獣捕獲活動を下記のとおり実施します。

入山される際は、目立つ色の服装で、なるべく見通しの良い所を歩くようにしてください。また、銃声のする方向には絶対に近づかないようお願いします。

- 1 期 間 令和7年4月1日から11月14日まで  
(鳥獣保護区内は、令和8年3月15日まで(わな猟))
- 2 場 所 市内全域(ただし、一部捕獲禁止区域を除く)
- 3 対象鳥獣 シカ、イノシシ
- 4 捕獲方法 銃猟 又は わな猟
- 5 捕獲根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
第9条第1項に基づく捕獲許可

※わな猟は、「箱わな」、「くくりわな」、「囲いわな」を使用します。

- ・わなには、管理者の許可番号・連絡先等が書かれた標識が掲示されています。
- ・事故防止のため、標識を見かけても絶対に近づかないでください。

## 箱わなの貸し出しについて

自治会又は農区に「箱わな」を貸し出しています。

捕獲対象	申請者	貸出期間	受け取り場所	管理者	管理方法	捕獲した場合
シカ イノシシ	自治会長	6か月以内	北部農林事務所 (注1)	自治会又は農区 で定める。	管理者が、エサ 管理と見回りを行 う。(注2)	猟友会員が回収
アライグマ ヌートリア	又は 農区長	3か月以内	猟友会員が持参	設置する土地の 管理者等		

(注1) 軽トラックが必要です。箱わなは、申請団体、市職員、猟友会が協力して設置します。

(注2) アライグマ・ヌートリア用に他の鳥獣が捕獲された場合は、管理者が放獣してください。

箱わなの貸し出しを希望される場合は、姫路市ホームページ「鳥獣対策事業」のページに掲載している「捕獲協力依頼書」を北部農林事務所に提出してください。電子申請もできますのでご利用ください。

【問い合わせ】 姫路市北部農林事務所 〒671-2103 姫路市夢前町前之庄2160 ☎079-336-4412